

シンガポールの金融市場

中 村 一 彌

要 旨

シンガポールの金融制度は、内外金融遮断とシンガポール・ドルの非国際通貨化という原則に基づいて運営されており、これはシンガポールの国力と、金融仲介地としての機能発揮にうまく適合していると言える。

金融の監督については厳正かつキメ細かく行われており、それを受けて銀行の仕振りは概して節度に富み、自己資本比率なども高い。また外国銀行の進出についても厳選主義がとられている。

銀行の証券業務については子会社方式による全面参入を認めており、利用者の利便性に支障はなく、監督は細部にまで行き届いている。

金融仲介機能の発揮のための ACU マーケットもよく機能しており、これらがあいまってシンガポール金融市場が東南アジアの金融中心地の機能を果たしながら、今回のアジアの金融危機の波及を最小限に止めているのも故なしとしない。

目 次

- | | |
|--------------|------------------------------|
| I. はじめに | 5. ファイナンス・カンパニー |
| II. 金融機関 | 6. Asian Currency Unit (ACU) |
| 1. 中央銀行 | III. 短期金融市場 (マネーマーケット) |
| 2. 政府金融機関 | IV. 外国為替市場 |
| 3. 民間商業銀行 | V. アジア金融危機にあつてのシンガポール |
| 4. マーチャントバンク | |

I. はじめに

シンガポールの金融証券市場について概説する中で金融市場と言う表題の下に述べられるべき分野は銀行により行われる金融の分野と短期

の金融市場の分野とである。以下この二つの分野について述べようとするのであるが、まず最初にシンガポールにおいてはすべての金融市場について国内金融市場とオフショア金融市場とが截然と分離されていることを指摘しておきたい。

シンガポールは19世紀以来イギリスの東南アジアにおける植民地の拠点として発展して来た。そしてイギリスからの独立後は一時マレーシアと一体であったが、その後マレーシアから分離独立した。今日シンガポールの1人当たりGDPは25,000ドルを超えアジアでは日本に次ぐ繁栄ぶりであるが面積620平方キロ、人口299万の都市国家であり国民総生産は798億ドルである。この国民総生産は4兆9,635億ドルに達する日本の国民総生産の60分の1以下であり、規模としては極めて小さい。

当然の事ながら外国との間の金融の動きを完全に自由にしてしまうと国内の経済、金融に不測の混乱が起こる可能性が十分にある。これを防止するためシンガポール金融管理当局は内外金融の遮断とその通貨であるシンガポール・ドルを国際通貨としないことを至上命題としてその金融政策を構築している。かつては日本もそうであったし、恐らくはシンガポールが範を求めたイギリスもこの方策を取って来たので当然と言えば当然である。

しかし過去からその主たる機能が貿易の中継であったことからシンガポールが東南アジアにおける国際金融センターとして発展する素地は十分にあり、古くから貿易、商業金融を中心に旧宗主国たるイギリス系及び地場系すなわち華僑系の銀行が発展して来た。

1968年の独立後まず工業化を推進する過程で広く外資に門戸を開放し、その結果アメリカ系、日本系などの外銀の進出が活発化した。シンガポール政府はこの傾向を受けて1968年にアメリカ銀行シンガポール支店に Asian Currency Unit (ACU) 勘定の設置を認めた。ACU 勘定は米ドルを中心とするオフショアの外貨取引勘定であり、国内勘定とは厳格に分離

されている代わりに、大幅な自由が認められた。すなわち ACU 勘定に特化する外国系金融機関の誘致、税法上の優遇などを行い、同時に為替管理の撤廃、金利の自由化などを行って、国内への影響を遮断しながら国際金融センターとしての発展を促進する事となった。

しかし現在は市場性資本主義のスローガンが世界中で大きく叫ばれている。したがってシンガポールもこの波に乗った姿勢を示して内外金融の遮断とシンガポールドルの非国際通貨化と言う至上命題に触れない限り自由化を推進している。先にも述べたようにシンガポールは国民総生産798億ドルの都市国家である。当然の事ながら管理当局の目は行き届いており、個別の金融機関に対する指導はキメ細かく行われている。

以下金融市場の根幹をなす国内の銀行その他の金融機関と、その調達ないし資金融通手段としての短期金融市場について述べ、これと重複させながら併存する ACU 市場について述べる。

II. 金融機関

1. 中央銀行

シンガポールには中央銀行と名付けられる機関はなく、シンガポール通貨庁 (Monetary Authority of Singapore - MAS) と通貨委員会 (Board of Commissioners of Currency) とがその機能を分担している。

通貨庁 (以下 MAS と略称する) は1970年9月に設立、71年1月から業務を開始し、ほぼ中央銀行業務に等しい、1) 国庫金の取り扱い、2) 国債、外貨準備の管理、3) 準備金の操作、

表1 MASのバランスシート

	1996/97 S \$	1995/96 S \$
資本金および剰余金		
授權資本	100,000,000	100,000,000
払込資本金	100,000,000	100,000,000
剰余金	5,429,461,616	4,587,025,916
計	5,529,461,616	4,687,025,916
資産の部		
金および外国資産	85,341,492,330	72,030,904,763
剰余金および保有 SDR	663,162,395	682,681,234
その他資産	360,778,110	348,905,352
計	86,365,432,835	73,062,491,349
負債の部		
銀行および金融機関預り金	9,516,391,350	8,389,435,675
シンガポール政府および国際金融機関預り金	63,239,786,691	54,304,820,841
IMF の SDR 割当額	32,363,520	34,094,615
引当金およびその他負債	8,047,429,658	5,647,114,302
計	80,835,971,219	68,375,465,433
差引純資産	5,529,461,616	4,687,025,916

〔出所〕 MAS

4)金融機関の営業免許、認可、監督、5)外国為替市場への介入などの業務を営む。

MASは大蔵省とともに経済政策の一環としての金融政策を担当する。MASは銀行及びファイナンス・カンパニーに対する最低現金積み立て制度、再割引レート、特別預金積み立て、信用上限規制、マネーマーケット操作により金融を規制する。従来は金利についても統制を行っていたが、1975年以降自由化された。しかしMASはマネーマーケット・オペレーション、再割引レートの調整、毎週発行される短期国債の発行量などにより間接的に金利に影響を与えている。さらにMASはシンガポール・ドルの為替レートを安定させるために外国為替市

場に介入を行う。

通貨委員会 (Board of Commissioners of Currency) は MAS とは別組織で通貨発行業務を営み、委員長は大蔵大臣である。

2. 政府金融機関

政府金融機関には郵便貯蓄銀行 (Post Office Savings Bank) とシンガポール開発銀行 (Development Bank of Singapore - DBS Bank) とがある。

郵便貯蓄銀行は国民の貯蓄を有効に利用するため設立され、広範にわたる支店と ATM 網 (24時間キャッシュサービスを提供) を有しており、預金利息は免税となっている。可能な業

表2 商業銀行資産負債 (各期末)

(単位 100万シンガポール・ドル)

資 産	1995	1996	Dec 96	Jan 97	Feb 97	Mar 97	Apr 97	May 97
計	224,578.7	252,723.4	252,723.4	256,209.9	260,828.3	265,870.9	263,667.7	265,747.5
現金	688.8	811.2	811.2	896.5	744.7	810.8	730.2	685.3
銀行預け金	79,837.0	86,112.6	86,112.6	89,448.4	91,650.6	94,551.3	91,743.2	92,654.1
シンガポール内	30,926.6	33,555.1	33,555.1	33,138.4	34,693.0	35,509.2	33,049.4	31,772.2
シンガポール外	48,910.4	52,557.5	52,557.5	56,310.1	56,957.6	59,042.1	58,693.9	60,881.9
MAS 預け金	6,471.8	7,095.4	7,095.4	7,051.2	7,066.4	7,840.2	7,546.4	7,737.1
株式および債券投資	22,299.0	24,633.3	24,633.3	24,712.9	25,120.7	25,467.6	25,523.8	25,301.1
シンガポール内	21,169.8	23,339.4	23,339.4	23,418.7	23,815.9	24,205.4	24,185.0	24,061.4
シンガポール外	1,129.2	1,293.9	1,293.9	1,294.2	1,304.8	1,262.2	1,338.8	1,239.7
貸出金	108,974.0	126,987.7	126,987.7	127,041.0	128,737.2	129,449.5	130,700.9	131,904.6
割引/買取手形	6,879.2	8,693.4	8,693.4	8,269.8	8,334.6	8,399.3	8,652.2	8,538.8
シンガポール外支払	2,211.7	2,928.8	2,928.8	2,817.5	2,888.4	2,829.8	2,904.4	2,814.2
シンガポール内支払	4,667.6	5,764.6	5,764.6	5,452.3	5,456.1	5,569.5	5,747.8	5,724.6
貸出および前貸	102,094.7	118,294.3	118,294.3	118,771.2	120,392.6	121,050.1	122,048.7	123,365.8
その他資産	6,308.1	7,083.2	7,083.2	7,059.9	7,508.8	7,751.6	7,423.1	7,465.3
負 債	1995	1996	Dec 96	Jan 97	Feb 97	Mar 97	Apr 97	May 97
計	224,578.7	252,723.4	252,723.4	256,209.9	260,828.3	265,870.9	263,667.7	265,747.5
一般顧客預金	108,885.5	118,201.5	118,201.5	118,632.7	120,108.0	120,011.2	119,421.9	119,732.7
要求払預金	17,537.8	18,862.7	18,862.7	19,926.3	19,361.1	20,056.7	19,130.4	18,714.8
定期預金	67,389.6	71,802.7	71,802.7	70,343.3	71,372.2	71,016.5	71,339.7	72,061.2
貯蓄預金	23,501.3	27,168.2	27,168.2	27,793.4	28,598.9	28,552.8	28,509.5	28,365.4
その他預金	456.8	368.0	368.0	569.7	775.8	385.2	442.3	591.3
銀行預金	86,063.1	101,576.8	101,576.8	103,076.2	105,760.9	110,226.3	109,606.2	111,684.2
シンガポール内	29,881.0	34,328.6	34,328.6	33,883.0	35,489.1	36,332.6	33,749.7	32,658.5
シンガポール外	56,182.1	67,248.2	67,248.2	69,193.2	70,271.8	73,893.8	75,856.5	79,025.7
その他負債	29,630.1	32,945.1	32,945.1	34,500.9	34,959.4	35,633.4	34,639.7	34,330.7

〔出所〕 MAS (ACU 勘定を含む)。

務としては個人からの当座預金、貯蓄預金の受け入れ (法人預金は認められない)、為替、テレフォン・バンキング、電子資金振替、長期国債投資、公共部門への貸付、銀行間市場への資金放出などがある。なお子会社が住宅ローン (商業用不動産に対する抵当貸付を含む) を行っている。

シンガポール開発銀行は産業に対する開発金融を行うため政府によって設立された。政府方針に沿った業務運営を行うが、規制上はフルサービスバンクであり民間商業銀行との違いはない。民間大銀行と同じく子会社、関連会社の

形でインベストメント・バンキング業務、保険、不動産開発、証券業務 (株式取引所のメンバーである)、国債の引き受け等を行う。なお政府が株式の42%を保有している。

3. 民間商業銀行

銀行業務は銀行法に基づき MAS によって規制されている。その他当然会社法によっても制限を課せられている。MAS の主要規制内容は以下に示す通りであるが最低資本金、流動性、銀行業務における節度などがその内容となっている。なお MAS はシンガポールを国際金融セ

表3 主要地場銀行：基礎数字

年	貸出 (10億シンガポールドル)	預金 (10億シンガポールドル)	貸出/預金 (%)	株主資本/資産 (%)
DBS Bank				
1992	16.6	25.2	65.6	10.4
1993	19.3	25.0	77.3	11.1
1994	23.2	25.6	90.5	11.8
1995	27.5	28.1	97.8	12.4
Overseas Chinese Banking Corporation (OCBC Bank)				
1992	16.1	20.2	79.4	11.1
1993	19.9	23.8	83.5	10.5
1994	23.1	27.0	85.7	11.0
1995	27.8	30.1	92.5	11.1
Overseas Union Bank (OUB)				
1992	7.6	10.1	72.5	9.9
1993	10.1	10.8	93.2	9.7
1994	12.3	13.1	93.4	10.8
1995	15.1	14.1	107.4	11.5
United Overseas Bank (UOB)				
1992	15.3	19.8	82.1	9.5
1993	19.1	22.5	94.0	8.9
1994	22.1	24.2	101.5	9.9
1995	23.8	27.4	105.3	10.4

〔出所〕 Singapore Financial Sourcebook

ンターとすることに貢献する限り国際的金融機関の拠点設置を歓迎するが、外国銀行の支店設置の認可に関しては厳選主義を取っている。ちなみにシンガポールは1991年倒産した BCCI の支店設置を認めなかった唯一の主要国際金融センターである。

銀行は証券業務をマーチャントバンクという形態の子会社で営むことを認められている。

1997年3月末現在で支店の形態による進出外国銀行を含め銀行は152行ある。過去1年間に増加11行(店)、合併による減少2行(店)であった。同時点におけるバランスシート合計は2,658億7,000万S\$ (シンガポール・ドル)である。また銀行のバランスシートの内訳は資産

の部で貸出が49%、他行への預金が36%、債券、株式投資が10%、MASへの準備預金が3%少額のCD保有高その他となっている。負債の部では一般顧客預金が48%、他行からの預金が45%、資本金7%、少額のCD発行高その他となっている。銀行間預金の比重が高いのは資産、負債ともにACUの残高を含むためと見られる。貸出の中身を見ると長期貸出が64%、当座貸越が24%、手形割引、トラストレシートによる貸出がそれぞれ6%となっており、長期貸出の多い反面、イギリス流の伝統的な当座貸越が相当な比重を占めている。一方預金の中身を見ると定期預金59%、貯蓄預金23%、当座預金16%となっており定期預金で長期

表4 主要地場銀行：収益性

年	株主資本 (10億シンガポールドル)	純利益 (100万シンガポールドル)	EPS (セント)	ROE (%)	資産収益率 (%)
DAS BANK					
1992	4.0	328.4	50.0	8.5	0.9
1993	4.6	467.9	71.0	10.9	1.2
1994	5.3	532.9	80.0	10.7	1.2
1995	6.1	594.6	88.0	10.4	1.3
Overseas Chinese Banking Corporation (OCBC Bank)					
1992	3.2	295.5	37.0	10.1	
1993	3.6	434.3	51.0	12.6	1.4
1994	4.3	537.8	61.0	13.5	1.4
1995	5.1	605.0	67.0	12.9	1.4
Overseas Union Bank (OUB)					
1992	1.4	106.5	25.1	9.2	0.8
1993	1.6	163.4	29.4	10.8	1.1
1994	2.3	218.6	36.6	11.1	1.2
1995	2.9	259.3	41.5	9.9	1.1
United Overseas Bank (UOB)					
1992	2.7	300.8	36.7	12.1	1.1
1993	3.0	456.6	54.6	16.0	1.5
1994	3.7	570.1	65.7	17.0	1.6
1995	4.2	632.7	69.7	16.0	1.6

(出所) 表5と同じ。

貸出のほとんどをカバーしている形になっており運用調達状況は健全であると言える。また貸出先の業種別割合は建設33%，商業18%，自営業を含む個人16%，金融機関15%，製造業10%，その他となっており建設の比重が高いのが目立つ。金融機関貸出はマーチャントバンク、ファイナンス・カンパニー向けである。

152行中地場銀行は12行、外国銀行は140行であるが、外国銀行の業務内容は厳しく制限され、地場銀行と同等の業務が可能である Full Bank (Full Branch) は22行に止まる。その他の外国銀行は業務に制限の付された Restricted Bank (Restricted Branch) 13行 (店) 及び Off Shore Bank (Off Shore

Branch) 105行 (店)、計118行 (店) である。

民間商業銀行に対する規制

民間商業銀行に対する規制は数多くある。そのいずれもが取引の主体がシンガポールで設立された銀行と外国銀行、与信、受信とも対象がシンガポール国内と外国、表示通貨がシンガポール・ドルによるものと外貨によるものととが截然と区別されている。その主なものをあげると次の通りとなる。

1) 資本金規制

シンガポールで設立された銀行に対しては、最低払込資本金プラス純剰余金 (損失金控除後) 15億S\$であるが、外国銀行にたいしては最低払込資本金プラス純剰余金 (損失金控除

後)、2億S\$となっている。外国銀行の在シンガポール支店は最低持込資本金(ネット本支店取り入れ資金等)1,000万S\$を要するが、うち500万S\$はMASの承認した資産でなければならない。

2) 剰余金規制

剰余金勘定が払込資本金の50%以下の場合には純利益の少なくとも50%を剰余金に繰り入れを要し、50%以上100%以下の場合には純利益の少なくとも25%を剰余金勘定に繰り入れを要し、剰余金勘定が払込資本金を超える場合は純利益の5%を剰余金勘定に繰り入れればよい。

配当を行うためには、まず利益計上前に不良債権(Bad and Doubtful Debts)全額に引当金を計上しなければならない。また資本支出が完全に償却されるまで配当金の支払いはできない。

3) 預金準備率

シンガポール・ドル建て非金融機関預金残高プラス、シンガポール内銀行からの資金取入れ純残高の6%以上を、MASへ積み立てねばならない。

4) 流動性資産保有率

シンガポール・ドル建て非金融機関預金残高プラス、シンガポール内銀行からの資金取入れ純残高の18%以上を、流動資産で保有を要する。流動資産とはシンガポールの銀行券及び硬貨、MASへの預け残高、シンガポール内銀行への預金、シンガポール内のコールマネー純残高、期間3カ月以内のシンガポール政府短期債券であるとされている。

5) 受信規制

Full Bankは預金の受け入れについては原則として規制はない。Restricted Bankはシンガポール・ドル建て貯蓄預金の受け入れを禁

止されているが、定期預金については金額25万S\$未満のもの銀行以外(一般顧客)からの受入れのみが禁止されている。その他は自由である。Off Shore Bankはシンガポール・ドル建て預金については銀行以外からの受け入れは原則禁止されているが、25万S\$以上の預金を、非居住者又はシンガポール銀行及び金融機関から受け入れることはできる。

ただし各業態とも定期預金については期間は1, 3, 6, 9, 12カ月、譲渡性定期預金については金額10万S\$以上、期間3カ月から3年までに限られている。

6) 預金金利その他の受信金利

各行自主決定に任せられているが当局から指導を受ける場合がある。

7) 与信規制

非居住者(外国からの出資比率50%以上の在シンガポール企業を含む)に対するシンガポール・ドル建て与信について金額500万S\$超のものは原則事前にMASの承認を要する。ただしa)シンガポールの直接輸入、b)シンガポールへの輸出債権に関する先物売りヘッジ、c)シンガポールが受益者となる同国内経済活動にかかわる入札保証発行、d)シンガポール内の建設等の経済活動から生ずる支払い保証については事前の承認は不要である。実質貸出(各行の資本金勘定の15%を言う)が各行の信用供与額の50%を超えないことと言う与信金額全体についての規制もある。

8) 貸出金利

貸出金利に対する規制は特にない。

9) 大口融資規制

Full BankとRestricted Bankは一企業又は一グループに対する貸出は自己資本の25%以内とされているが、Off Shore Bankはシ

ンガポール・ドル建て貸出については1億S\$以内であってかつ一企業又は一グループに対する貸出が自己資本の25%以内である場合に限るという制限がある。

10) その他の融資規制

役職員に対する与信残高規制など数多くある。

11) 経営陣に対する要件

最高経営責任者 (Chief Executive), 副最高経営責任者 (Deputy Chief Executive), ディーラーの最高責任者 (Chief Dealer) の任命には MAS の承認が必要である。シンガポールで設立された銀行については取締役の選任にも MAS の承認が必要である。

12) 一般的な報告義務

定期報告を MAS に提出するほか、監査済貸借対照表、損益計算書を決算後3カ月以内に MAS に提出し、監査済財務諸表を決算後6カ月以内に新聞広告しなければならない。

13) 行政上の報告義務

2週間に1回預金準備率と流動資産保有率の算定基準となる受信残高、非金融機関貸出金残高等多数の報告義務があり、月に1回役職員貸出、同縁故貸出残高など多数の報告義務がある。

14) 外銀参入規制

Full Bank の場合複数店舗の設置については MAS の許可があれば可能であるが、Restricted Bank, Off Shore Bank とも複数店舗の開設は禁止されている。

外国資本による地場銀行への投資は1990年に自由化されたが、総額で40%以内、個別ないし一グループの上限は5%となっている。

なおシンガポールの地場銀行の資本金比率は

高く BIS 規制に定められたティア1 (自己資本) は1990年12月の数字で地場三大銀行がいずれも15%以上と世界の1位から3位を占めている。シンガポールの地場銀行の仕振りは概して節度に富んでおり、これは MAS の指導監督よろしきを得ている結果とも言える。

さらにシンガポールの銀行は種々のエレクトロニックバンキングを進めている。

4. マーチャントバンク

政府が ACU 市場育成の為に、1970年に設立を認可した銀行業務と証券業務とを兼営する金融機関である。法的にはマーチャントバンクに対する特別法はなく、銀行法にも金融会社法にも規制されず、一般的に会社法に従うのみである。しかしながらマーチャントバンクはその業務開始に当たって事前に MAS の承認を必要とし、その業務運営は MAS によって監督されている。アジアダラー市場においても別途ライセンスを得て銀行と同一条件で業務をなし得る。

マーチャントバンクは97年3月末現在で80行ある。過去1年間に1行増加した。

主要業務は、1)証券の引き受け、売り出し、2)投資顧問業務、ノミニー業務、3)投資信託の運用、販売、4)国内外のローンシンジケート組成、参加、保証、5)機関投資家市場における金融及び貸出、6)シンガポールドル建てのマネーマーケット証券の割り引き、7)金及び外国為替の取引、8)企業コンサルティングである。

資本金については最低払込資本金規制はないが、最低持ち込み資本金は300万S\$となっている。

受信については個人及び一般法人からの預金受け入れは許されない。金融機関預金のみが許

表5 マーチャントバンク資産負債(各期末) (単位 100万シンガポール・ドル)

資産及び負債	1995	1996	Dec 96	Jan 97	Feb 97	Mar 97	Apr 97	May 97
資産/負債 合計	50,253.1	53,276.4	53,276.4	54,348.7	55,885.0	57,266.2	58,616.7	57,711.7
資産								
銀行預け金	21,678.6	21,762.3	21,762.3	21,236.8	21,760.9	22,766.3	23,184.0	23,309.2
シンガポール内	715.2	771.9	771.9	653.9	558.5	684.2	765.8	779.3
シンガポール外	20,963.4	20,990.4	20,990.4	20,582.9	21,202.4	22,082.1	22,418.2	22,529.9
非銀行顧客向け貸出	15,258.2	17,082.7	17,082.7	18,028.4	18,393.6	19,383.0	18,987.3	19,172.1
債券及び株式	10,550.1	11,678.3	11,678.3	12,281.0	12,618.0	13,096.0	13,470.3	13,267.9
その他資産	2,766.3	2,753.1	2,753.1	2,802.5	3,112.5	2,020.9	2,975.0	1,962.5
負債								
資本金、剰余金	6,089.9	6,644.2	6,644.2	6,683.8	6,782.7	6,911.9	6,929.3	6,976.5
銀行預り金	30,543.6	34,272.5	34,272.5	35,185.3	36,488.9	39,002.1	39,229.5	38,391.5
シンガポール内	657.5	481.5	481.5	487.5	490.0	565.1	830.4	717.0
シンガポール外	29,886.1	33,791.0	33,791.0	34,697.8	35,998.9	38,437.0	38,399.1	37,674.5
非銀行顧客からの借入	8,779.6	9,029.7	9,029.7	9,030.0	8,792.1	8,898.9	8,930.2	9,389.2
その他負債	4,840.0	3,330.0	3,330.0	3,449.6	3,821.3	2,453.3	3,527.6	2,954.5

(出所) MAS (ACU 勘定を含む)。

されている。手形又は CD の発行による資金調達はできない。

その他 MAS の許可を得て ACU 業務を営むこと、外国為替業務を営むことは許されるが、他の金融機関と同じく MAS への定期的報告が要求されている。実質的にはアジアダラー業務のみが精密に監督されている。

MAS の指導は大口融資(シンガポール・ドル建て貸出の場合)については、一企業又はグループに対し資本金勘定の30%までただし本社保証のある場合は100%までとされている。

株式取得については、原則として1社の発行済み株式の20%超の株式取得は、MAS の承認のない限り認められない。

監査については外部監査人の任命が必要であり、その任命は年1回で MAS の承認を要する。監査人は MAS の関心を引くような事態が発生した場合は MAS に注意を喚起する義務を負う。

シンガポール・ドルを国際通貨としないという MAS の方針には留意の要がある。非居住者

に対し又は居住者に対し、シンガポール国外で使用される500万 S \$ を超える信用を供与する場合は、事前に MAS と相談の要がある。この指導はシンジケートローンの組成、債券発行あるいはその他のシンガポールドル表示の金融証券発行の場合にも適用される。

マーチャントバンクの主要貸借対照表科目は次の通りである。

資産の部は固定資産、株式投資、商業銀行及び他の金融機関に対する短期定期預金、シンガポール政府短期債券、受取手形、短期及び中期貸付、関係会社貸付、手元現金及び要求払銀行預金であり、負債の部は株主資本金及び剰余金、他の金融機関からのオーバーナイト及び短期定期預金、銀行からの当座借越である。

マーチャントバンクの資産項目の内訳は銀行に対する預金が40%を占め、そのうち39%がシンガポール外へのものである。一般顧客への貸出34%、債券、株式投資23%、その他となっている。シンガポール外への預金が多いのはマー

表6 ファイナンス・カンパニー資産負債 (各期末) (単位 100万シンガポール・ドル)

資 産	1995	1996	Dec 96	Jan 97	Feb 97	Mar 97	Apr 97	May 97
計	21,135.5	21,189.4	21,189.4	20,778.7	20,540.0	20,577.2	20,755.3	20,916.7
現金	13.7	14.3	14.3	15.1	13.8	14.0	14.2	14.1
MAS預け金	836.1	812.7	812.7	815.0	809.0	812.3	815.8	822.7
預け金	2,66.1	2,165.9	2,165.9	1,726.3	1,486.5	1,396.4	1,423.1	1,462.2
銀行	1,998.3	1,734.0	1,734.0	1,316.6	1,120.8	1,043.2	1,064.5	1,138.2
他ファイナンス・カンパニー	667.8	431.8	431.8	409.8	365.7	353.2	358.6	323.9
投資	1,089.8	1,139.4	1,139.4	1,134.5	1,138.9	1,144.7	1,142.2	1,156.0
貸出金	16,251.9	16,762.7	16,762.7	16,787.6	16,790.3	16,910.9	17,059.3	17,159.7
割賦払い金融	5,580.2	4,982.4	4,982.4	4,996.6	4,949.3	4,925.0	4,925.4	4,933.9
自動車	4,651.1	4,052.3	4,052.3	4,068.2	4,031.4	4,007.9	4,011.1	4,012.2
耐久消費財	4.9	4.0	4.0	4.1	3.9	3.7	3.5	3.4
その他	924.2	926.1	926.1	924.3	914.0	913.4	910.8	918.3
住宅貸出	2,637.3	3,221.1	3,221.1	3,301.7	3,321.7	3,333.3	3,331.9	3,376.6
その他	8,034.4	8,559.2	8,559.2	8,489.4	8,519.3	8,652.7	8,802.1	8,849.3
その他資産	277.9	294.5	294.5	300.1	301.5	299.0	300.8	302.0
負 債	1995	1996	Dec 96	Jan 97	Feb 97	Mar 97	Apr 97	May 97
計	21,135.5	21,189.4	21,189.4	20,778.7	20,540.0	20,577.2	20,755.3	20,916.7
払込資本金	1,092.9	1,210.7	1,210.7	1,214.7	1,214.8	1,214.9	1,219.4	1,219.5
剰余金	1,528.0	1,804.0	1,804.0	1,816.2	1,841.4	1,864.3	1,892.0	1,916.9
個人, 法人預金	15,417.8	15,071.6	15,071.6	14,696.4	14,435.3	14,419.6	14,595.9	14,735.7
貯蓄預金	348.8	371.6	371.6	372.4	381.2	390.6	388.5	388.9
定期預金	13,584.6	13,311.8	13,311.8	12,724.6	12,771.5	12,787.3	12,790.7	12,879.4
その他預金	1,484.4	1,388.2	1,388.2	1,599.4	1,282.6	1,241.6	1,416.8	1,467.4
個人, 法人からの借入	1,215.0	1,381.3	1,381.3	1,282.2	1,278.2	1,308.6	1,268.9	1,251.7
その他負債	1,881.7	1,721.8	1,721.8	1,769.3	1,770.3	1,769.9	1,779.2	1,793.0

[出所] MAS。

チャントバンクの主要業務がACUを通ずるものであることを物語る。負債項目の内訳は銀行からの預金の受け入れで68%に達する。うちシンガポール外からの預金は67%で調達のほとんどを海外に依存していることが分かる。非金融機関顧客からの借入れ16%, 資本金勘定12%その他となっている。

マーチャントバンクの主要収益項目は受入預金利息 (他の金融機関に対する短期定期預金), 受入貸出利息 (法人先), 受入配当金, 投資有価証券売却益, 商業手形, 短期証券, 株式, 債券売買益, コーポレート・ファイナンス助言業務, シンジケートローン組成業務, 株式債券引き受けに対する報酬などからなる。

マーチャントバンクの資本金及び剰余金は負

債総額に対し少額である。資金調達は先に述べたように主としてインターバンク・マーケットを通じて行われ, 主要な資金調達先は海外である。

5. ファイナンス・カンパニー

ファイナンス・カンパニーは消費者金融に対する需要の増大に伴って100社に上る多数が設立された。1967年にファイナンス・カンパニーを規制する金融会社法が制定され, その後1984年, 1994年に改正された。同法に基づきファイナンス・カンパニーは大衆からの定期預金の受け入れ, CDの発行, 金銭の貸出, 在庫金融, 売掛金金融, 倉庫金融, 信用状の開設, 割賦払い金融を認められている。これらの業務を営む

に当たっては MAS の許可が必要である。

ファイナンス・カンパニーは1997年3月末現在19社ある。過去1年間に3社減少した。同時点のファイナンス・カンパニーの資産総額は205億7,700万S\$である。

ファイナンス・カンパニー業務も MAS により規制され、指導されている。その主なものは次の通りである。まず禁止事項としては、要求払い預金の受け入れ、金及び外国為替などの投機的取引、500万S\$超の無担保貸出及び前貸（これに反するローンから生ずる損失については役員が責任を負う）、払込済資本金及び剰余金の30%を超える貸出及び前貸がある。

最低資本金は500万S\$で、これに満たない会社は8年以内に改善の要がある。剰余金の積み立ては銀行の場合と同じである。流動資産の保有額は MAS が定めるが、流動資産とは次のものと定義されている。シンガポールの法貨である紙幣及び硬貨、在シンガポール銀行への預金、シンガポール内におけるコールの純放出、シンガポールの短期国債、その他 MAS の定めるもの。

ファイナンス・カンパニーの主要運用項目は貸出では住宅貸出、割賦払い金融、ファイナンスリース、売掛金金融、ファクタリング、預金では他のファイナンス・カンパニーに対する預金であり、主要調達項目は資本金、剰余金、預金、定期預金（最大の調達項目）、貯蓄預金、その他、借入金である。

ファイナンス・カンパニーの運用項目を見れば貸出が82%、銀行及び他社への預金7%、債券、株式投資5%、MASへの準備金4%その他となっている。貸出の内訳は割賦払い債権（自動車ローンがほとんどを占める）24%、住宅ローン16%、その他ローン42%となってい

表7 ACU 勘定の資産負債別期間表

(単位 100万USドル, %)

	資 産	負 債
1カ月以内	187,089(38.6)	265,643(54.8)
1カ月超3カ月以内	111,937(23.1)	127,593(26.3)
3カ月超12カ月以内	101,362(20.9)	73,691(15.2)
1年超3年以内	40,397(8.3)	5,469(1.1)
3年超	44,325(9.1)	12,723(2.6)
計	485,120(100.0)	485,120(100.0)

〔出所〕 *Singapore Financial Sourcebook*

る。一方調達は預金70%、借り入れ6%、資本金勘定6%、その他となっており、預金の内訳は定期預金62%、貯蓄預金2%、その他の預金6%である。

6. Asian Currency Unit (ACU)

商業銀行又はマーチャントバンクは MAS の承認を得て Asian Currency Unit と称する別の会計上の単位を作ることができる。この会計単位はシンガポールドル以外の取引に対してのみ使用される。

ACU 勘定運用の条件は数多くあるが、そのうち原則として銀行法を含むシンガポールの法規に従うが、最低現金準備金を MAS に積み立ての要はないこと、流動性規制に従う要がないことが重要である。その代わりに分別した会計体系を保持しなければならないとされる。

この体系の下、MAS の承認のもとに要求払い預金（貯蓄勘定、当座勘定をふくむ）の受け入れ、外国通貨建借入、USドル建て固定又は変動金利譲渡性預金証書の発行、居住者及び非居住者からの外貨建預金の受け入れ、また居住者非居住者に対する外貨建の信用の供与、外貨建証券への投資、外国為替の取引、信用状の開設、通知、保証状の発行、外貨建証券の発行に当たり引き受け及び幹事参加すること、外貨建資金の運用、投資助言業務などが可能である。

表8 シンガポール商業銀行 (Full Bank) 一覧

ABN Amro Bank	Hongkong and Shanghai Banking Corporation
Ban Hin Lee Bank Berhad	HL Bank
Bangkok Bank Limited	Indian Bank
Bank of America	Indian Overseas Bank
Bank Negara Indonesia	Industrial and Commercial Bank Limited
Bank of China	International Bank of Singapore Limited
Bank of East Asia Limited	Keppel Bank of Singapore Ltd
Bank of India	Kwangtung Provincial Bank
Bank of Singapore Limited	Malayan Banking Berhad (Maybank)
Bank of Tokyo-Mitsubishi	Overseas-Chinese banking Corporation Limited
Banque Indosuez	Overseas Union Bank Limited
Chase Manhattan Bank NA	Sakura Bank Ltd
Chung Khiaw Bank Limited	Standard Chartered Bank
Citibank NA	Tat Lee Bank Limited
DBS Bank (The Development Bank of Singapore Limited)	UCO Bank
Far Eastern Bank Limited	United Malayan Banking Corporation Berhad
Four Seas Bank Limited	United Overseas Bank Limited

〔出所〕 *Singapore Financial Sourcebook*

これだけの大幅な業務を認める代わりに、勘定保有者の本店は常に健全な流動性状況を維持すること、流動性に不足があった場合は請求あり次第本店は適当な資金を提供することをMASに誓約しなければならない。また勘定開設は必ず勘定保有者の実名による要があり、ACU 勘定の総資産、負債はMASの定める限度を超えてはならず、MASの要求に従い財務諸表を提出する要がある。

このようにACU 勘定はMASによって監督されているが、ACUを国内銀行勘定から厳密に分別する理由は、金融統制のために国内銀行勘定(DBU)の監視を容易にするためと、ACUにたいする課税が低率となっていることによる。

Ⅲ. 短期金融市場 (マネーマーケット)

短期金融市場は短期資金、短期国債、譲渡性

預金証書、その他短期政府証券、為替手形、コマースペーパーなどの短期証券を取引する市場である。その構成員としては銀行、短資業者(マネーブローカー)などがあり、国内金融市場のみならずアジアダラー市場においてもその機能を果たしている。

Ⅳ. 外国為替市場

シンガポールの国際金融市場としての機能から外国為替取引は活発である。政府は必要に応じて介入を行っている。

シンガポールの為替管理の歴史は古く英領時代の1939年にさかのぼり独立後それを継承していたが、1978年政府は為替管理を一切撤廃した。これにより金融機関は外国為替取引を自由になし得る事となった。為替持高に対する規制などは存在しない。

外国為替市場の構成員は銀行、マーチャントバンクと短資業者である。

シンガポールを外国為替、金融証券取引の国際的センターに育成するため、1986年シンガポール外国為替市場委員会が設立された。同委員会の主な目的は 1)市場の発展を監視しその成長のため適当な手段を取る、2)市場の技術的問題を討議し、基準を推薦する、3)行動及び市場慣行についての規約を定め施行する、4)市場参加者と MAS との間の情報交換及び対話のチャンネルとして機能する、5)専門的取引行動の標準を高めることによりシンガポール市場の成長を促進し、その名声を維持する、6)市場参加者が同意する場合はそれらの間の紛争を仲裁するとなっており、為替管理撤廃後の市場秩序維持をめざしているものと見られる。

V. アジア金融危機にあつてのシンガポール

1997年7月タイバーツのフロートに始まるアジアの金融危機が発生し、瞬間にアジア全域の経済危機にまで発展した。この中にあつてシンガポールは比較的その影響を受けることが少なかった。これはシンガポールの国力の発展段階が高かつたことにもよるが、内外金融の遮断とシンガポール・ドルの非国際通貨化政策の賜物と言つても差し支えない。

勿論仲介金融をその機能の一つとするシンガポールが、周辺各国の不良債権発生に無縁ではあり得ないのは当然であり、一部銀行に格付けの低下が見られたことは事実である。しかし他のアジア各国に流入して害をなした短期外資、その国内通貨転換による国内融資の拡大は顕著には見られず、MASの民間金融機関に対する規制からその拡大が困難であつたことが見てと

れる。さらに個別指導も有効に働いている。

この危機の原因をアメリカは市場の機能を重視せず、政府主導の計画や長期的関係を重視する異質の資本主義の敗北と極めつけているが、良識ある向きは今回の危機が短期外資のなす害悪によることを十分認識しており、Financial Times, Economist 等の権威あるメディアもこの認識に立っている。IMF もやや遅きに失したが短期外資の動きを監視することの必要性を唱え始めている。

短期外資流入の規制のためにはまず金融に対する監督が制度的に確立され有効に働かなければならないが、シンガポールの内外遮断、シンガポール・ドルの非国際通貨化政策は短期外資流入規制に対し有効に働いたといえる。周辺各国は経済の発展段階もシンガポールより低く、金融監督の制度も確立されていない。にもかかわらず欧米のインヴェストメントバンク等の話をそのまま受け入れ短期外資を自由かつ多量に受け入れたことが今回の危機の原因なのである。シンガポールが自らの弱さを十分に認識し適切な金融監督を行つて来たことが今日の結果をもたらしていることは高く評価されてよいだろう。

参考文献

Tan Chwee Huat, *Financial Markets and Institutions in Singapore*, Singapore University Press.

———, *Singapore Financial Source Book*, Singapore University Press.

資料提供 さくら総合研究所環太平洋研究センター
(大阪国際女子大学人間科学部教授)